

毎月勤労統計調査の概要及び これまでの経緯について

毎月勤労統計調査の概要

調査の目的

雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

調査の概要

区 分		調査事業所数 (注)	調査周期	調査事項	抽出方法	調査系統	調査方法
第一種事業所 (常用労働者を常時30人以上雇用する事業所)	全国調査	約15,200	毎月	- 性別 常用労働者数、パートタイム労働者数 - 常用労働者、パートタイム労働者に係る出勤日数、所定内・所定外労働時間数、きまって支給する給与額 等	【母集団情報】 事業所母集団データベース 【標本抽出方法】 層化無作為抽出（1年ごとに全体の1/3を入れ替えるローテーション・サンプリング） ※ 従業員500人以上は全数調査	厚生労働省 －都道府県 －報告者	・郵送調査 ・オンライン調査
	地方調査	約25,500				厚生労働省 －報告者	
第二種事業所 (常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所)	全国調査	約18,000			【母集団情報】 経済センサス 【標本抽出方法】 層化無作為二段抽出（半年ごとに全体の1/3を入れ替えるローテーション・サンプリング）	厚生労働省 －都道府県 －統計調査員 －報告者	・調査員調査 ・オンライン調査 ※災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、郵送調査が可能
	地方調査	約18,000					
常用労働者を常時1人以上5人未満雇用する事業所	特別調査	約25,000	1年	常用労働者ごとの性別、年齢、勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、きまって支給する現金給与額 等	【母集団情報】 経済センサス 【標本抽出方法】 集落抽出 （抽出した調査区内において、常用労働者を5人未満雇用する全事業所を抽出する）	厚生労働省 －都道府県 －統計調査員 －報告者	・調査員調査 ※災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、郵送調査又はオンライン調査が可能

(注) 全国調査の報告者は、地方調査の報告者でもあり、両者の報告者数の差が、地方調査のみの報告者数である。

毎月勤労統計調査の現状

調査概要

○調査内容

常用労働者5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を把握（全国調査及び地方調査）、1～4人雇用する事業所については毎年7月※1における状況を把握（特別調査）。※1. 令和2年度については調査を中止。代替調査（郵送・オンライン）を10月に実施。

○調査時期

・全国調査及び地方調査：毎月 ・特別調査：毎年7月

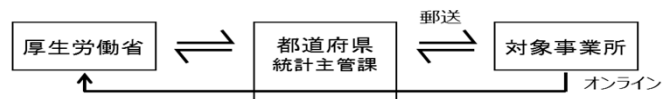
○調査客体数（全て抽出調査※2） ※2. 500人以上規模は全数調査

- ・全国調査 約33,200事業所（令和2年の回収率：約80%）
- ・地方調査 約43,500事業所
- ・特別調査 約25,000事業所（令和元年の回収率：約88%）

○調査方法・調査経路

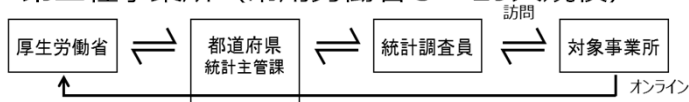
＜全国調査・地方調査＞

・第一種事業所（常用労働者30人以上規模）※3



※3. 令和元年6月から、一部の500人以上規模の事業所は国直轄で調査。

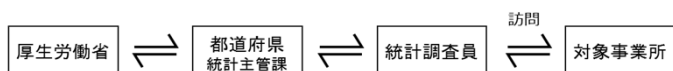
・第二種事業所（常用労働者5～29人規模）※4



※4. 災害等に起因し、調査員調査を行うことが困難な場合には、郵送調査が可能。

＜特別調査＞

・同1人以上5人未満雇用する事業所 ※5



※5. 災害等に起因し、調査員調査を行うことが困難な場合には、郵送・オンライン調査が可能。（令和3年～）

主な結果

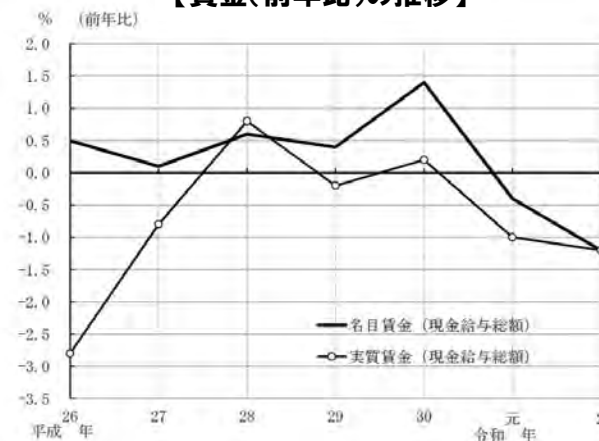
（令和2年・実数・前年比）

名目賃金（現金給与総額）	318,405円	1.2%減
一般労働者	417,475円	1.7%減
パートタイム労働者	99,384円	0.4%減
実質賃金（現金給与総額）		1.2%減
総実労働時間	135.1時間	2.8%減
パートタイム労働者比率	31.13%	0.40%減

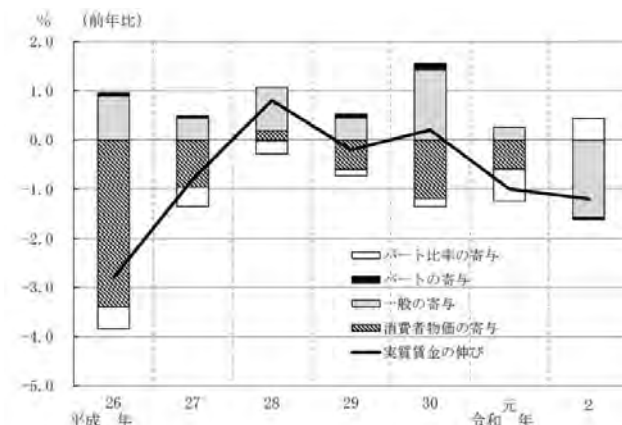
利活用事例

- ・雇用保険の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の算定資料として、毎月きまって支給する給与を利用
- ・月例経済報告、経済財政白書等において、賃金等の動きを利用
- ・国民経済計算の推計に際し、雇用者報酬の算定資料に利用

【賃金（前年比）の推移】

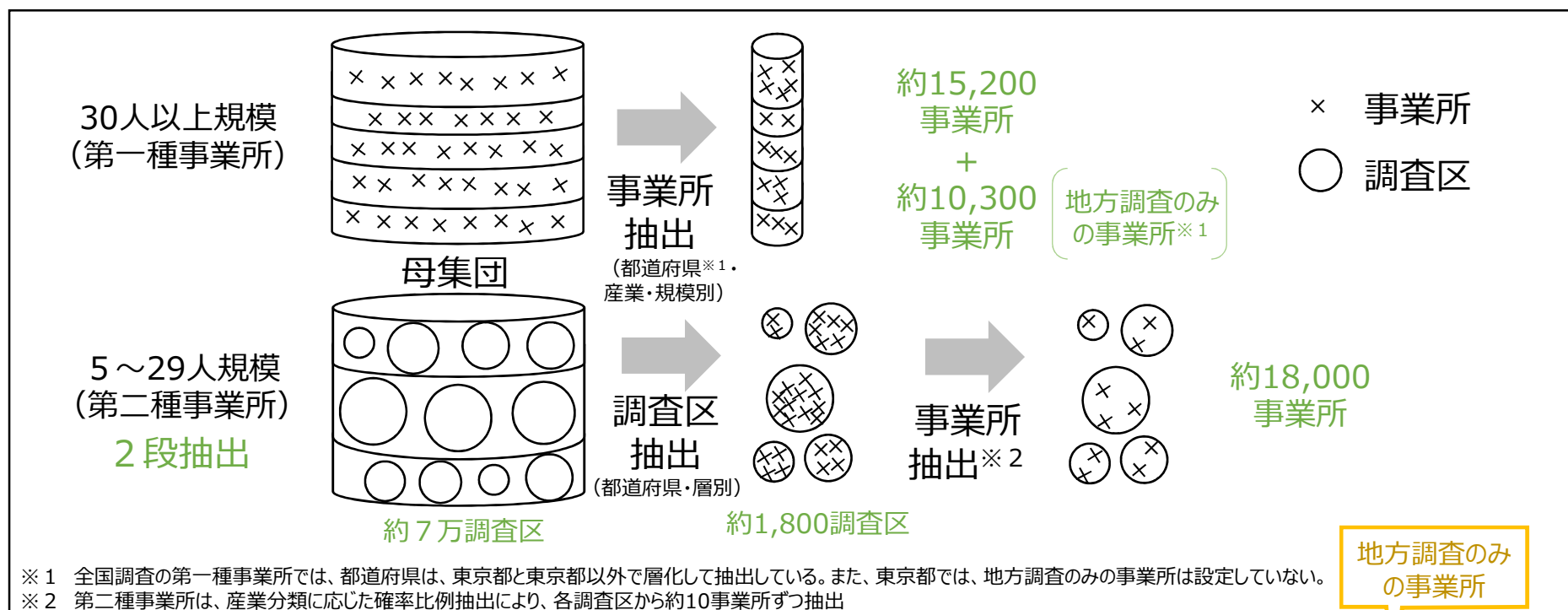


【実質賃金（現金給与総額）の前年比の要因分解】

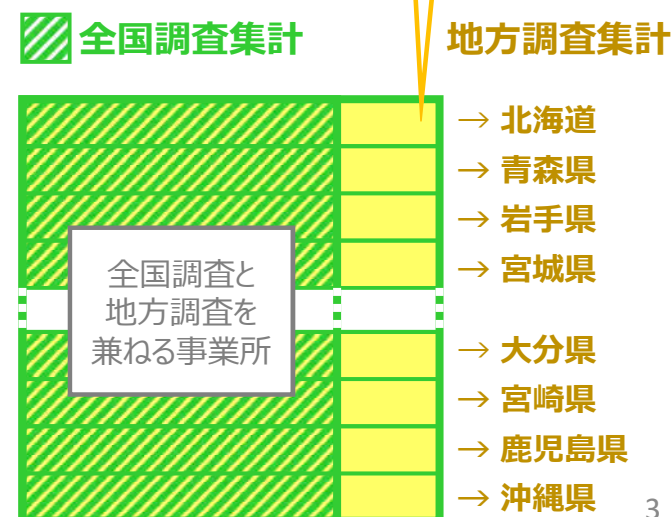


標本設計・標本抽出（全国調査・地方調査）

抽出方法 層化無作為抽出（イメージ）



- 全国調査の調査対象事業所を、単に都道府県別に分けただけでは、十分な事業所数を確保できない都道府県もあるため、足りない分を「地方調査のみ事業所」として、約10,300事業所を追加
- このため、地方調査の都道府県結果の平均をとっても、全国調査の全国平均とはならない。



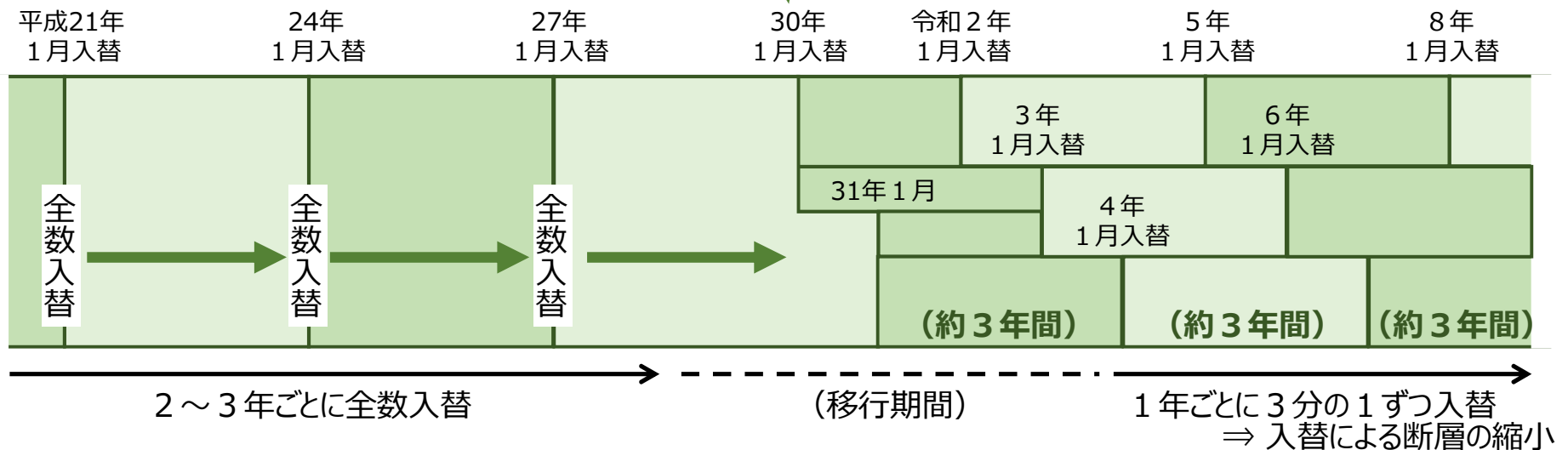
標本の入替（全国調査・地方調査）

標本の入替

毎月の変動を明らかにするため、対象事業所を継続的に調査しているが、一定期間経過後調査対象事業所を入れ替えている。

【30人以上規模（第一種事業所）】

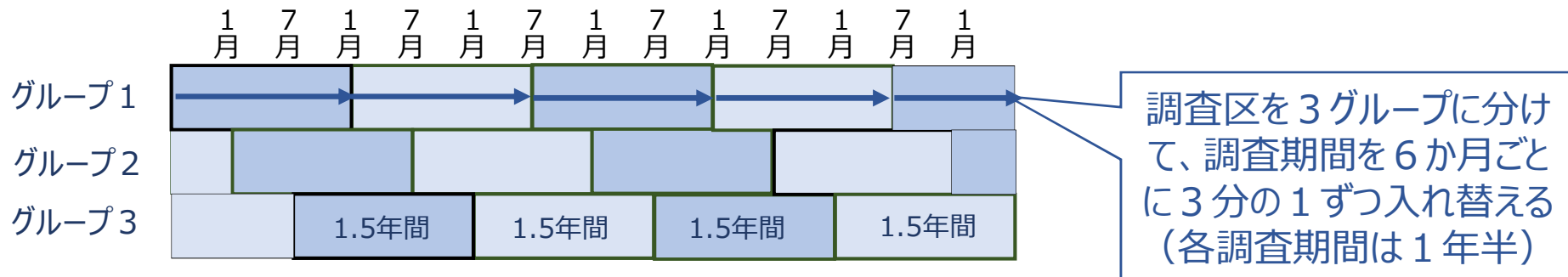
平成30年1月から全数入替方式から部分入替方式に変更



※ 第一種事業所については、調査対象事業所数が調査計画から不足していたことから、①令和3年～令和4年の約2年間調査を行うグループを創設、②令和3年1月と令和4年1月の部分入替え実施時に、段階的に調査対象事業所数を増加して調査を行っている。

※ 調査対象事業所の入替えは3年1か月ごとに行う。（入替え年の1月は、入替え前後の両方の調査対象事業所の調査を行い、入替えに伴うギャップの影響を試算している。）

【5～29人規模（第二種事業所）】



(参考) 令和3年1月分調査結果におけるギャップについて

- 第一種事業所（事業所規模30人以上）の部分入替えについて、入替え前後で賃金にギャップが発生。
- 令和3年1月分調査結果におけるきまって支給する給与〔現金給与総額〕のギャップ▲0.1%〔▲0.8%〕を、事業所規模別に寄与度分解すると、100～499人規模の事業所の寄与が▲0.1%〔▲0.3%〕、30～99人規模の事業所の寄与が0.0%〔▲0.5%〕となっている。

■ きまって支給する給与のギャップ

事業所規模	新 (入替え後)	旧 (入替え前)	新旧差 (入替え後－入替え前)
5人以上	260,760	261,066	▲306(▲0.1%)
500人以上	366,674	367,873	▲1,199(▲0.3%)
100～499人	291,412	292,675	▲1,263(▲0.4%)
30～99人	252,253	252,128	125(+0.0%)
5～29人	217,471	217,471	0(0.0%)

■ 要因分解

事業所規模	寄与度
5人以上	▲0.1
500人以上	▲0.1
100～499人	▲0.1
30～99人	+0.0
5～29人	0.0
構成割合の変化	+0.0

■ 集計対象事業所数（新サンプル）

事業所規模	集計対象事業所数	
	旧サンプルでない	
5人以上	25,107	2,833(11.3%)
500人以上	3,585	65(1.8%)
100～499人	2,861	1,058(37.0%)
30～99人	4,102	1,710(41.7%)
5～29人	14,559	0(0.0%)

■ 現金給与総額のギャップ

事業所規模	新 (入替え後)	旧 (入替え前)	新旧差 (入替え後－入替え前)
5人以上	271,763	273,852	▲2,089(▲0.8%)
500人以上	384,350	385,627	▲1,277(▲0.3%)
100～499人	303,133	306,668	▲3,535(▲1.2%)
30～99人	260,105	265,609	▲5,504(▲2.1%)
5～29人	227,756	227,756	0(0.0%)

■ 要因分解

事業所規模	寄与度
5人以上	▲0.8
500人以上	▲0.1
100～499人	▲0.3
30～99人	▲0.5
5～29人	0.0
構成割合の変化	+0.0

(注) 集計対象事業所数は、調査票の提出のあった調査対象事業所のうちの有効回答数である。

(※) 500人以上規模の事業所は全数調査だが、
 ・ 500人以上規模の事業所が500人未満規模となり調査が終了する場合
 ・ 500人以上規模となった事業所や新設事業所が調査対象となる場合
 等の影響により、ギャップが発生している。

調査結果の推計方法（全国調査・地方調査）

○ 毎月勤労統計調査の調査結果は、母集団労働者数を用いた比推定により推計を行っている。

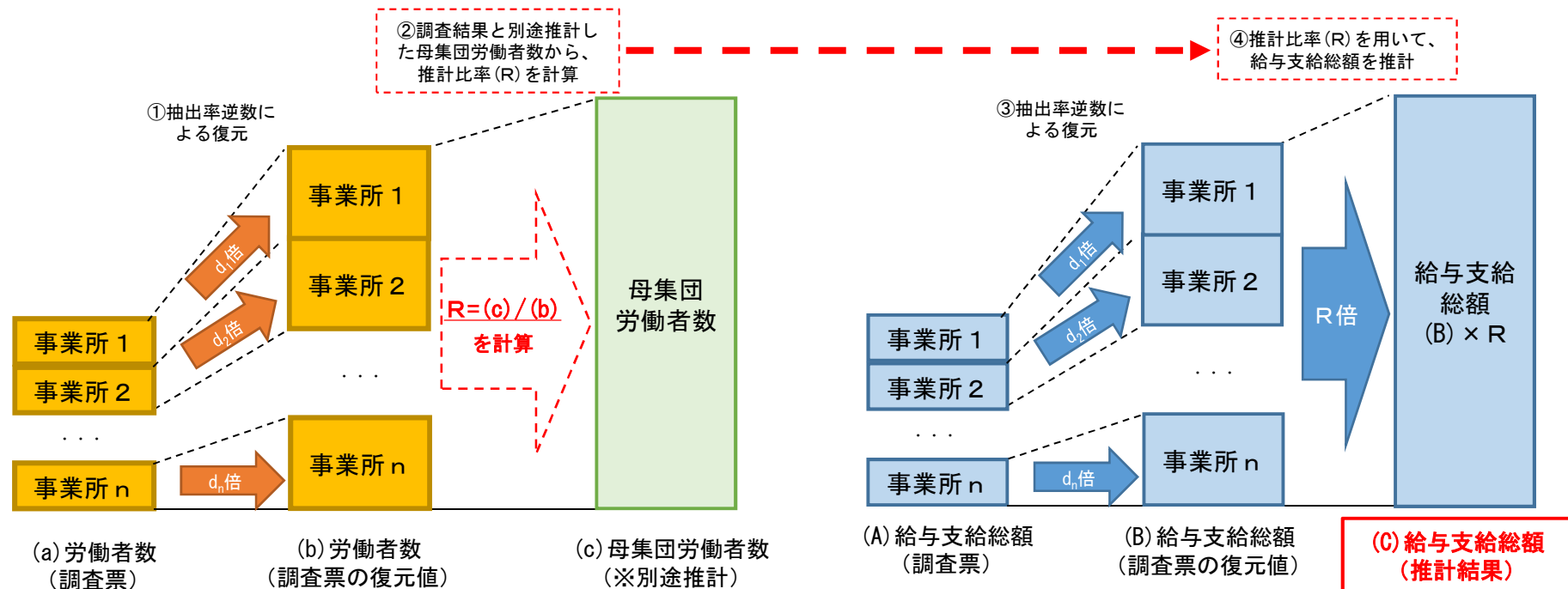
$$\text{産業・規模別の推計比(R)} = \frac{\text{前月末推計母集団労働者数}}{\sum_i \{ \text{抽出率逆数} \times \text{前月末調査労働者数[調査票]} \}}$$

$$\text{産業・規模別の給与支給総額} = \text{推計比率(R)} \times \sum_i \{ \text{抽出率逆数} \times \text{給与支給総額[調査票]} \}$$

$$\text{産業・規模計の平均給与} = \frac{\sum_j \{ \text{産業・規模別の給与支給総額} \}}{\sum_j \{ \text{推計比率(R)} \times \sum_i \{ \text{抽出率逆数} \times (\text{前月末調査労働者数[調査票]} + \text{本月末調査労働者数[調査票]}) \div 2 \}}$$

- ※ $\sum i$ は同じ産業・規模における全ての調査対象事業所の合計、 $\sum j$ は全ての産業・規模の合計を表す。
- ※ 抽出率逆数は、抽出される層及び部分入れ替えの組（グループ）等から定まるものであり、各事業所が抽出される確率の逆数となる。
- ※ 平均労働時間等も同様の計算式より推計を行っている。
- ※ 実際の計算では、端数処理等を行うことから、上式で計算した結果と異なる場合がある。

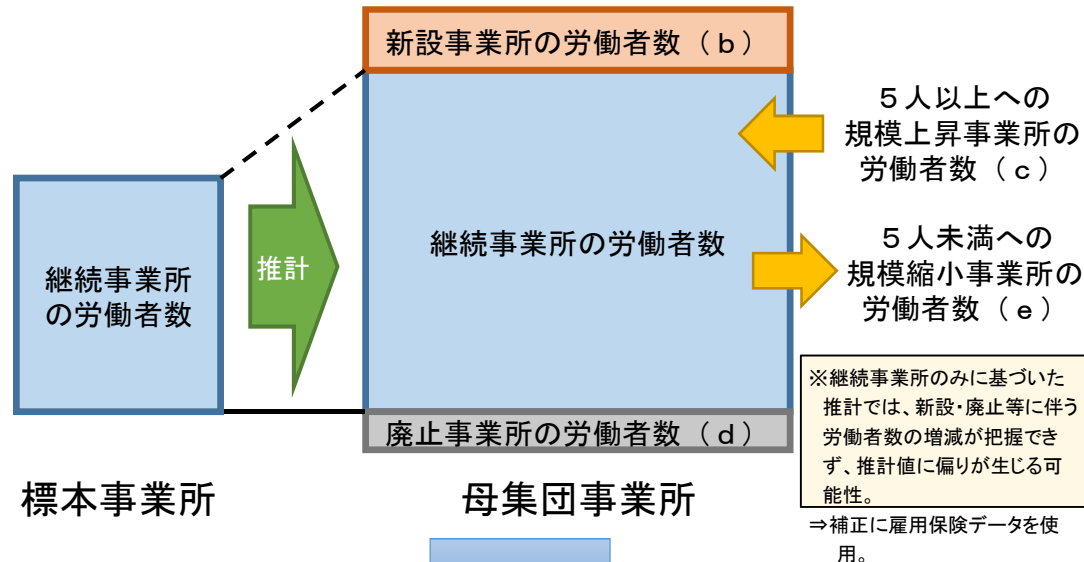
<給与支給総額の推計方法（産業・規模別）>



母集団労働者数の推計方法（全国調査）

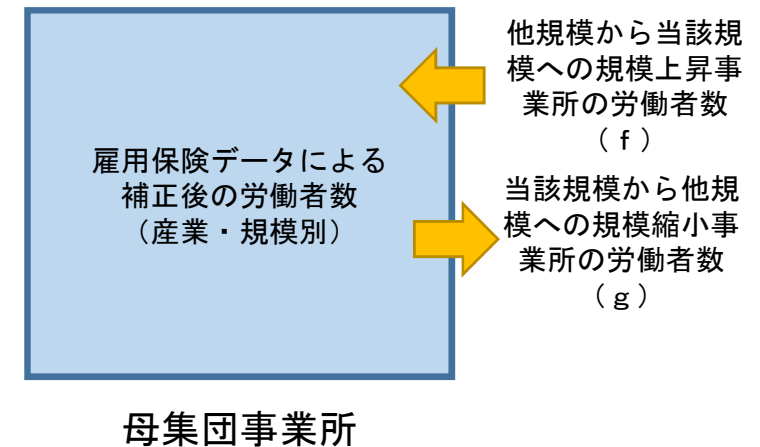
- 産業・規模別の母集団労働者数の推計に当たっては、毎月の調査データによる補正に加えて、調査データでは把握できない事業所の新設・廃止等に伴う労働者数の増減を雇用保険事業所データにより推計して、母集団労働者数の補正を行っている。

＜雇用保険データによる補正＞



$$\text{補正比率 } x = 1 + \frac{b + c - d - e}{a} \times K$$

＜毎勤調査データによる補正＞



$$\text{補正比率 } y = 1 + \frac{f - g}{S \times x} \times L$$

$$\text{補正後の母集団労働者数 } S' = S \times x \times y$$

ここで、 S' ：補正後の母集団労働者数、 S ：補正前の母集団労働者数（前月調査結果の本月末労働者数）、 a ：雇用保険データによる5人以上規模事業所の当月末労働者数、 K ：適用率（雇用保険事業所データの影響の適用度合い）、 L ：適用率（毎勤調査データの影響の適用度合い）

※ 現在は、 $K=0.5$ $L=0.5$ と設定している。

* 地方調査は、これらの補正を行わず、前月分調査の本月末労働者数の推計結果を、当月分調査の前月末母集団労働者数として推計を行っている。

調査結果の公表資料

	公表資料	公表時期	公表方法	備考
全国調査	月別結果 (速報/確報)	【速報】調査月の翌々月10日までに公表 【確報】調査月の翌々月下旬に公表 ※ただし、毎年1月分確報は2月分速報と併せて公表している。	○厚生労働省HPに概況を掲載 ○e-Statに詳細な統計表を掲載	
	年結果 (速報/確報)	12月分結果速報及び12月分結果確報と併せて公表	○厚生労働省HPに概況を掲載 ○e-Statに詳細な統計表を掲載	年結果公表時に、解説（各年の指数の推移）を参考資料として厚生労働省HPに掲載している。
	年度結果 (確報)	3月分結果確報と併せて公表	○厚生労働省HPに概況を掲載 ○e-Statに詳細な統計表を掲載	年度結果の公表時に、解説（各年度の指数の推移）を参考資料として厚生労働省HPに掲載している。
	夏季賞与	9月分結果速報と併せて公表	○9月分結果速報の概況に掲載 ○e-Statに詳細な統計表を掲載	「夏季賞与」は、6月～8月の「特別に支払われた給与」のうち、賞与として支給された給与を特別集計したもの
	年末賞与	2月分結果速報と併せて公表	○2月分結果速報の概況に掲載 ○e-Statに詳細な統計表を掲載	「年末賞与」は、11月～翌年1月の「特別に支払われた給与」のうち、賞与として支給された給与を特別集計したもの
	月報	月別結果（確報）の公表後	○冊子を作成	賞与、年平均、年度平均等を公表した月には、それらの結果を特別掲載している。
	年報	年度結果（確報）の公表後	○冊子を作成 ○e-Statに掲載	
地方調査	月別結果 ※都道府県が公表	調査月の翌々月末までに公表 ※速報と確報の2回公表している都道府県においては、速報を翌々月末までに公表	○各都道府県HP	厚生労働省HPには、各都道府県の公表結果を取りまとめた統計表を掲載している。
	季報	各都道府県の結果公表後、四半期ごとに作成	○冊子を作成	各都道府県の結果を取りまとめて、厚生労働省が作成
	年報	各都道府県の結果公表後、年1回作成	○冊子を作成	各都道府県の結果を取りまとめて、厚生労働省が作成
特別調査	概況、統計表	調査を実施した年内	○厚生労働省HPに概況を掲載 ○e-Statに詳細な統計表を掲載	
	報告書	概況、統計表の公表後	○冊子を作成	

毎月勤労統計調査の公表値について

毎月勤労統計調査の公表値

○ 毎月勤労統計調査では、毎月の調査結果を集計した「実数」のほか、

- ・ 各実数について、基準年の平均（基準数値）を100とした「指数」
- ・ 指数に季節調整を行った「季節調整済指数」

を公表している。

※ 基準年は、現在は2015年である。

※ 各月の指数 = 各月の調査結果の実数 / 基準数値 × 100 により計算している。

ただし、実質賃金指数については、

各月の実質賃金指数 = 各月の名目賃金指数 / 消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）× 100 により計算

※ 季節調整は、現在は、センサス局法（X-12-ARIMAのなかのX-11デフォルト）を用いて作成している。

○ 指数や季節調整済指数は、過去に遡って改訂することがある。

<指数の遡及改訂>

- ・ 基準年を変更した際に、変更の基準年の平均を100とするように過去に遡って改訂
- ・ ベンチマーク更新をした際に、常用雇用指数（常用労働者数の指数）を過去に遡って改訂

※ 「ベンチマーク更新」とは、毎月勤労統計調査の集計に用いる母集団労働者数について、経済センサス等の結果に基づき更新することをいう。

※ 平成27年1月までは、30人以上規模事業所の入替え時に、過去に遡って指数の改訂（ギャップ修正）を行っていた。

<季節調整済指数の改訂>

- ・ 季節調整済指数は、年1回、毎年12月分までのデータがそろった時点で再計算し、原則として1月分結果公表時に再計算の対象とした全期間の季節調整値を改訂

※ 再計算の対象となった期間以降の季節調整値の作成には、季節調整値の再計算の際に計算される予測季節要素を用いている。

（参考）毎月勤労統計調査の実数値について

毎月勤労統計調査は、過去の不適切な取扱いへの対応のため、実数について、従来公表していた値ではなく、再集計や推計により作成したデータ用いている箇所がある。

毎月勤労統計調査の時系列表等では、以下のとおり集計又は推計を行った数値を実数として用いている。

【平成15年12月以前】

毎月の集計結果

【平成16年1月～平成23年12月】

全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っており、抽出調査を行う場合に必要な復元を行っておらず、不適切な取扱いの判明後もデータの不足等により、必要な復元を行うことができなかったことから、現金給与総額や雇用、労働時間などを、産業・規模別、パート・一般労働者の別に、時系列比較可能な指数を作成するために推計した推計値（**時系列比較のための推計値**）

【平成24年1月～令和元年5月】

全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことから、抽出調査を行う場合に必要な復元を行った再集計値

【令和元年6月以降】

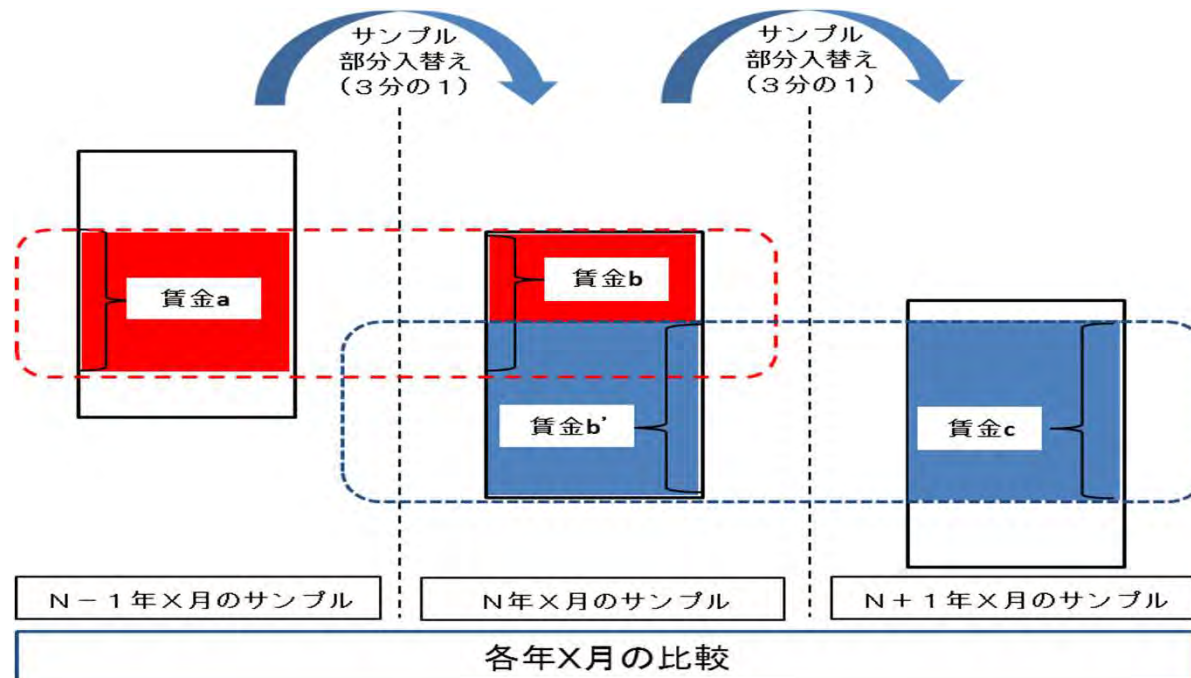
毎月の集計結果

※ 500人以上規模の事業所については、令和元年6月から全数調査を実施しているが、令和元年5月以前は抽出調査を実施していたことから復元が必要。

(参考) 共通事業所の集計値について

- 共通事業所とは、「前年同月分」及び「当月分」ともに集計対象となった調査対象事業所のことであり、共通事業所による前年同月比を参考情報として公表している。
 - 共通事業所集計では、同一事業所の平均賃金などの変化をみるための参考値として公表しているものであり、調査対象事業所の部分入替えや労働者数のベンチマーク更新による断層の影響を含まない数値となっている。
- ※ ただし、共通事業所集計は、通常の公表値に比べて、サンプルサイズが小さくなることに留意が必要。

「共通事業所の集計値」のイメージ図



毎月勤労統計調査の不適切な取扱いと現在の対応状況について（１）

●第130回統計委員会（平成31年 1 月17日）での報告事項

1. 全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて

- 「500人以上規模の事業所」について、公表資料では全数調査としていたが、実際は、東京都の一部の産業について抽出調査となっていた。
（平成16年 1 月分調査～令和元年 5 月分調査まで同方法で実施）。
- 具体的には、東京都における「500人以上規模の事業所」の調査対象事業所数は、全数調査であれば1,464事業所であったところ、実際には491事業所（平成30年10月分）とおおむね 3 分の 1 となっていた。

2. 統計的処理として復元すべきところを復元しなかったことについて

- 「500人以上規模の事業所」について、東京都のみ他の道府県と異なる抽出率となっていたが、平成16年～29年の間、公表する賃金等の全国データを作成する際、東京都の抽出調査の結果について統計的処理（抽出率による復元）を加えることなく、全数調査の結果として取り扱っていた。
- 東京都における「499人以下規模の事業所」等についても平成21年～29年の間、一部に異なる抽出率の復元が行われない集計となっていた。
- これらの結果、統計上の賃金額が低めになっているという影響があった。

3. 調査対象事業所数について

- 調査対象事業所数が調査計画や公表資料よりも概ね 1 割程度少なくなっていた。
（確認できた範囲では、平成 8 年以降。調査計画・公表資料では約33,200となっているところ、約30,000事業所となっていた。）

毎月勤労統計調査の不適切な取扱いと現在の対応状況について（２）

●統計委員会委員長より厚生労働大臣への意見（平成31年 1月22日）

実施を求められた具体的措置

- 1) 東京都の「500人以上規模の事業所」の全数調査を可及的速やかに履行すること
- 2) 調査計画に記載された33,200事業所を対象とする調査を履行すること
- 3) 平成24年以降について復元に基づいた「再集計値」を主系列（調査計画において作成することとされている統計）へ切り替えること

現在までの対応状況

1. 全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて

- 令和元年6月から、東京都の500人以上規模の事業所の全数調査を実施（追加した約1,000事業所は、厚生労働省が直轄で調査を実施。令和4年1月から東京都へ移管予定。）

2. 調査対象事業所数について

- 不足の約3,000事業所のうち、約1,000事業所は東京都の500人以上規模の事業所の全数調査により対応。
- 残りの約2,000事業所について、令和3年及び4年の調査対象事業所入れ替えの際、追加して対応予定。

3. 統計的処理として復元すべきところを復元しなかったことについて

- 平成24年以降については、必要な復元を行った「再集計値」を平成31年1月11日に公表
- 復元に必要なデータが保存されていなかった平成16～23年については、「時系列比較のための推計値」として、令和2年8月以降、順次公表

毎月勤労統計における集計・推計方法（１）

①産業、規模別各種平均値の推計方法

一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数の各々の合計を、前月末調査労働者数の合計と本月末調査労働者数の合計との平均で除して求める。

$$\tilde{a}_i^j = \frac{\sum_l d_{il}^j \cdot a_{il}^j}{\sum_l d_{il}^j \cdot \frac{e_{0il}^j + e_{1il}^j}{2}}$$

- $\tilde{a}_i^j$: 産業i、規模jの産業、規模別一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数
 a_{il}^j : 産業i、規模jの第1調査事業所における本月分の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数
 e_{0il}^j : 産業i、規模jの第1調査事業所における本月分の前月末調査労働者数
 e_{1il}^j : 産業i、規模jの第1調査事業所における本月分の本月末調査労働者数
 d_{il}^j : 産業i、規模jの第1調査事業所の抽出率逆数 ※ 合計の計算時に抽出率逆数を乗ずることについて、本文の記載上は省略。

②産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支給額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値に推計比率を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

$$\tilde{A} = \frac{\sum_{ij} r_i^j \cdot \sum_l d_{il}^j \cdot a_{il}^j}{\sum_{ij} r_i^j \cdot \left\{ \sum_l d_{il}^j \cdot \frac{e_{0il}^j + e_{1il}^j}{2} \right\}}$$

- $\tilde{A}$: 産業計、規模計の一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数
 r_i^j : 産業i、規模jの推計比率

(※) 推計比率とは、本月分の推計に用いる母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことをさし、次式で求める。）

$$r_i^j = \frac{E_{0i}^j}{\sum_l d_{il}^j \cdot e_{0il}^j}$$

- E_{0i}^j : 産業i、規模jの母集団労働者数（前月の労働者数を元に、事業所の改廃等について雇用保険データ等を用いて補正した数値。）

毎月勤労統計における集計・推計方法（２）

③ 本月末推計労働者数の推計方法

当月調査における本月末推計労働者数は、調査事業所の本月末調査労働者数に推計比率を乗じたもの。

（これは実質的に、母集団労働者数に、調査事業所における本月末調査労働者数の合計と前月末調査労働者数の合計との比を乗じたものと同等）

$$E_{1i}^j = r_i^j \cdot \sum_l d_{il}^j \cdot e_{1il}^j = \frac{E_{0i}^j}{\sum_l d_{il}^j \cdot e_{0il}^j} \cdot \sum_l d_{il}^j \cdot e_{1il}^j = E_{0i}^j \cdot \frac{\sum_l d_{il}^j \cdot e_{1il}^j}{\sum_l d_{il}^j \cdot e_{0il}^j}$$

毎月勤労統計で公表している労働者数としては、この本月末推計労働者数を用いている。

毎月勤労統計における集計・推計方法（3）

④産業、規模別母集団労働者数（前月末推計労働者数）の推計方法

当月調査における母集団労働者数は、前月調査における本月末推計労働者数に対して、雇用保険事業所データ及び毎月勤労統計データを用いて補正を行ったもの。

$$E_{0i}^j(t) = E_{1i}^j(t-1) \cdot (1 + \Delta x_i^j(t-1)) + \Delta y_i^j(t-1)$$

$E_{0i}^j(t)$: t 月調査における、産業i、規模jの母集団労働者数（前月末推計労働者数）

$E_{1i}^j(t)$: t 月調査における、産業i、規模jの本月末推計労働者数

$\Delta x_i^j(t)$: t 月分の雇用保険事業所データに基づく、産業i、規模jの事業所の新設・廃止等に伴う労働者の増加率（適用度合いを加味）

$\Delta y_i^j(t)$: t 月調査に基づく、産業i、規模jへの事業所の編入又は転出に伴う労働者の増加数（適用度合いを加味）

ここで、

$$\Delta x_i^j(t) = \frac{b + c - d - e}{a} \cdot K$$

$$\Delta y_i^j(t) = (f - g) \cdot L$$

（ただし、右辺のi, j, t は省略）

a : 雇用保険事業所データに基づく、当該産業・規模の事業所における本月末被保険者数

b : 雇用保険事業所データに基づく、当該産業・規模の新設事業所における本月末被保険者数

c : 雇用保険事業所データに基づく、当該産業・規模への編入事業所における本月末被保険者数

d : 雇用保険事業所データに基づく、当該産業・規模の廃止事業所における前月末被保険者数

e : 雇用保険事業所データに基づく、当該産業・規模からの転出事業所における前月末被保険者数

f : 毎月勤労統計データにおける、当該産業・規模への編入事業所における本月末調査労働者数の合計

g : 毎月勤労統計データにおける、当該産業・規模からの転出事業所における本月末調査労働者数の合計

K : 雇用保険事業所データに基づく補正の適用度合い（現行は0.5で設定）

L : 毎月勤労統計データに基づく補正の適用度合い（現行は0.5で設定）

毎月勤労統計における指数の作成方法（１）

1 指数の作成

雇用、賃金及び労働時間の各調査結果の時系列比較を目的として、指数作成産業・規模ごとに、基準年の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

なお、前年同月比等の増減率は、作成された指数に基づいて計算している。

2 指数の改訂

指数は、以下の事由に基づき、過去に遡って改訂することがある。

- ①基準数値の変更に伴う改訂（以下「基準時更新」という。）
- ②母集団労働者数の更新（以下「ベンチマーク更新」という。）
- ③30人以上規模事業所の抽出替えに伴う改訂（以下「ギャップ修正」という。）

①基準時更新は、指数の基準年を西暦年数の末尾が0又は5である年に変更する改訂のことをいい、5年ごとに行っている。この更新は、作成している指数の全期間にわたって改訂を行う。

②ベンチマーク更新は、経済センサス等の全数調査などで労働者数を把握できた場合に、その時点の推計母集団労働者数とのギャップに基づき、直近の母集団労働者数の更新を行うとともに、前回のベンチマーク設定時点以降の期間の常用雇用指数について修正を行っている。

③平成27年1月までは、30人以上規模事業所について、概ね3年に1度、全事業所の抽出替えを行っており、抽出替えの際にギャップが発生していた。ギャップ修正は、30人以上規模事業所の抽出替え月（1月）において、入替え前後の調査結果に基づき、ギャップが発生する賃金・労働時間指数について修正を行っている。

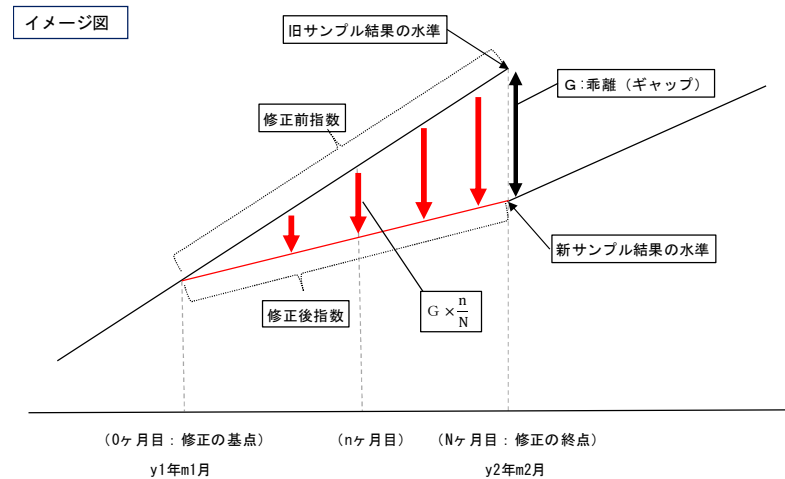
なお、平成30年1月より30人以上規模事業所の抽出替えに、ローテーション・サンプリングを導入したことに伴い、ギャップ修正は行わないこととしている。

毎月勤労統計における指数の作成方法（２）

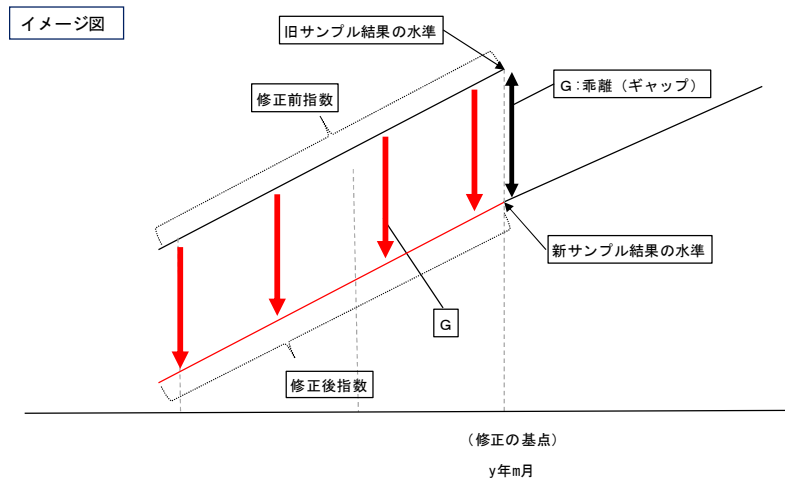
3 指数の改訂方法

指数を改訂する際は、主に三角修正方式又は平行移動方式を用いており、ある時点でギャップが発生した場合に、過去のある時点での正しい値（指数）が得られていると考えられる場合は三角修正方式、それ以外の場合は平行移動方式を用いている。各修正方法のイメージ図は以下の通り。

三角修正方式 ギャップがある地点から徐々に発生していると考えてギャップ率を線形で適用。



平行移動方式 ギャップがある期間に等しく発生していると考えてギャップ率を等しく適用。



毎月勤労統計における季節調整について

季節調整法については統計基準が設けられており、毎月勤労統計調査においては、雇用指数、賃金指数、労働時間指数及び入・離職率（月次及び四半期）の系列について基準に沿った方法を適用している。

季節調整法		季節調整法の選定理由	データ期間				
採用時期	バージョン		モデル推計に使用する期間	先行き予測期間	後戻り予測期間	季節指数を求める期間	始期又は期間の固定の別
平12年1月	X-12-ARIMA (Release Version 0.2.9)(X-11デフォルト)	過去との継続性を重視しX-11デフォルトを用いている。				指数作成開始時点から直近の調査月まで	始期を固定する設定
オプション等選択			オプション等の見直し				
ARIMAモデルの選択基準又は選択結果	回帰変数の選択基準又は選択結果	X-11パートのオプションの選択基準又は選択結果	頻度	時期			
		① 季節調整のタイプ：乗法型 ② 移動平均項数：前半3×3、後半3×5 ③ ヘンダーソン移動平均項数：デフォルト ④ 特異項の管理限界：下限1.5σ、上限2.5σ	不定期				
データ追加に伴う季節調整値の改定頻度			X-13ARIMA-SEATS、X-12-	直接調整又は間接調整の別	モデル、オプションの一覧等の所在	スベックファイルの開示の有無	その他
頻度	時期	週及期間	X-12-ARIMAのうちX-11デフォルト	入・離職率は間接調整、その他は直接調整	概況及び報告書上に、使用した季調モデルについて記載。	なし	
年1回	12月までのデータが揃った時点	始期に遡り改定					

資料出所：総務省HP

(参考)

季節調整法の適用に当たっての統計基準（平成23年3月25日総務省告示96号）

1 季節調整法を適用する場合の手法

季節調整法を適用する場合は、手法の適切性について国際的に一般的な評価を受けている手法を継続的に使用する（X-12-ARIMA等）。

2 季節調整法の適用に関する公表事項

（1）季節調整法の適応に当たっては、次に掲げる季節調整法の運用に関する情報を、季節調整値と併せてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（以下、略）

3 手法を変更した場合の公表事項

適用している手法を変更するときは、あらかじめ、変更内容、変更理由及び変更の影響（例えば旧手法による季節調整値と新手法による季節調整値の際）を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。